

河合町告示第6号

町有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び河合町契約規則（昭和58年4月河合町規則第7号）の規定に基づき公告する。

平成29年 4月 3日

河合町長 岡井 康徳

1 一般競争入札に付する物件

物件 番号	名称 型式	初度登録 年月	排気量 (ℓ)	走行距離 (km)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	クラウンマジェ スタ 4.0 GH-UZS1 71	平成12年 6月	3.96	214,358	50,000	10,000

※予定価格とは、あらかじめ河合町が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 日本語を完全に理解できること。
- (4) 公有財産の買受について一定資格、その他条件を必要とする場合でこれらの資格を有していること。

(5) 3によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申込み（本申込み）は、仮申込み手続きを完了した後、平成29年5月1日（月）までに所定の申込書により河合町総務部総務課総務管財係に一般競争入札への参加を申し込むとともに町が定めた入札保証金を納付すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 河合町ホームページ又はヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上

(2) 期間 平成29年4月7日（金）～平成29年5月1日（月）まで

5 入札説明書（河合町インターネット公有財産売却ガイドライン）を交付する場所及び期間

4の（1）及び（2）に同じ

6 車両見学会を行う場所及び日時

(1) 場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号 河合町役場第3会議室

(2) 日時 平成29年4月19日（水）午前10時から

7 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場所 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上

(2) 入札期間 平成29年5月11日（木）午後1時から平成29年5月18日（木）午後1時まで

(3) 開札 平成29年5月18日（木）午後1時から

8 入札の方法

(1) ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、登録は一度しか行うことができない。

(2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、河合町が定めた入札保証金を指定された納付方法により入札に参加しようとする者名義で納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費（振込手数料）は入札に参加しようとする者の負担とする。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後返還する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後返還する。

(4) 落札者が、河合町の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は河合町に帰属する。

1 0 契約の締結

落札者は、平成29年5月25日（木）午後5時00分までに、河合町が定めた契約保証金を納付のうえ契約を締結しなければならない。

1 1 売払代金の納入

(1) 契約を締結した者は、平成29年5月29日（月）午後2時00分までに、河合町が交付する納入通知書又は河合町の指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

(2) 契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において売払代金と既に納付された契約保証金の差額を平成29年5月29日（月）午後2時00分までに、河合町が交付する納入通知書又は河合町の指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

1 2 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札並びに入札説明書（河合町インターネット公有財産売却ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

1 3 落札者の決定方法

入札期間終了後、河合町は開札を行い、入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格である入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の Yahoo! Japan ID を落札者の氏名（名称）とみなす。

1 4 その他

(1) 売却財産は、経年変化、キズ、不具合箇所が存在することを充分理解した上で入

札すること。

(2) 引渡に関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

河合町役場総務部総務課総務管財係

郵便番号 636-8501

住所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

電話番号 0745-57-0200 (内線227)